訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成19年9月6日提出

京都市長 桝 本 賴 兼

相手方	
事件の種類	市営住宅の明渡し並びに家賃及び損害賠償金の支払の請求
事件の内容	相手方 は、京都市下京区川端町6番地崇仁市営住宅 の入居者であるが、167箇月分の家賃を滞納するとともに、 正当な理由がないにもかかわらず、当該市営住宅に居住していない。また、相手方 及び は、権原がないにもかかわらず、当該市営住宅を不法に占有している。 このため、本市は、相手方 及び に対し、当該市営住宅の明渡しを請求したが、相手方両名は、これに応じようとしない。 そこで、相手方 に対し、入居の承認を取り消したうえで、滞納家賃の支払を求めるとともに、相手方 を含めた相手方3名に対し、当該市営住宅の明渡し及び不法占有による損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするものである。

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。